

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

【日時】 平成 25 年 11 月 28 日（木）18 時 30 分～19 時 30 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

渡辺会長、福与副会長、只石委員、堀委員、大西委員、矢崎委員、杉村委員

◇事務局

徳村保健福祉部次長、仲野児童家庭課長、冨田児童家庭課主査

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

斉藤委員、中川委員、新見委員

【傍聴者】 3 名

○会 長 これより、第 3 回北広島市子どもの権利推進委員会を開催します。
まず、権利体系ごとの施策の方向性について、事務局からお願いします。

○事務局 それでは、私から資料について説明いたします。
「権利ごとの施策体系の概要」の資料についてですが、これは各課に照会し、取りまとめたものとなっております。現在、見直しや体系ごとの割り振り等を行っている最中で、これから若干変更になる部分も出てくると思われますが、現段階でまとめたものをこちらに記載しています。

今回は 4 つの権利のうち「安心して生きられる権利」について資料を付けていますが、こちらについてご審議いただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。残りの 3 つの権利については順次、ご審議いただくこととなりますので、こちらの方もよろしくお願いします。

また、事前に A 委員から権利それぞれについて骨子となる枠組みがどのようになっているか、というご指摘をいただいております。今回の資料の中では「施策の項目」で取り上げていますが、次回以降残りについても中項目をこちらから提示していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- B委員 一人ずつ意見を聞いてみてはいかがでしょうか。
- 会 長 今のところ、意見等がないようなので、C委員から一人ずつ聞いてみてよろしいでしょうか。
- C委員 はい。今日の資料の中に「心の教室相談事業」というものがありますが、これ以外にも電話相談等があり、その記載がないのが気になっています。
- 会 長 今の意見に対して、事務局お願いします。
- 事務局 教育相談の一環として、みらい塾で行っている電話あるいはメールでの相談もあります。不登校という部分がメインになる相談になるので、今後は「健やかに育つ権利」の部分においてご審議いただくことになるかと思えます。ただ、こちらに該当する項目も一部あったり、一つの事業が複数の項目にまたがることも考えられますので、事務局で調整させていただきます。
- 会 長 この他に施設でも相談窓口を運営していると思いますが、相談件数等について分かればお話ししていただければありがたいと思います。
- D委員 本日、相談件数等に関する資料を持参してきていないのでお答えできないのですが、施設に併設している相談窓口ということで、電話相談または子どもが実際に来て相談を受けるといった支援を行っています。相談件数としては継続ケースが多いのですが、およそ数百件です。
- 会 長 ありがとうございます。この相談窓口では 24 時間電話を受けることができるそうです。
他にありませんでしょうか。それでは、B委員お願いします。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○B委員 事務局に質問です。今回、「安心して生きられる権利」の推進施策の内容が出ておりますが、条例ができるまでは次世代育成支援対策推進行動計画において子どもたちに対する施策が行われてきたと思います。それで、平成 24 年度から平成 26 年度までの中間報告が多分作成されていると思うのですが、自宅で市のホームページから印刷しようとしてもできませんでした。恐らくそれを基に計画を立てられていると思ったので、他の委員の皆さんにもその資料を配布すると良いと思います。

○会 長 事務局からお願いします。

○事務局 終了後に皆さんに配布しますので、よろしくお願いします。

○会 長 B委員、続けてどうぞ。

○B委員 ありがとうございます。

続いて、今回は「安心して生きられる権利」の計画はありますが、他の「守り、守られる権利」、「健やかに育つ権利」、「参加する権利」についての計画はできていますか。

○会 長 事務局からお願いします。

○事務局 大変申し訳ありません。現在、作業を進めており、追いついていない状況ですので、ご容赦いただければと思います。

○B委員 「安心して生きられる権利」だけではなくて、他の項目に当てはまるものがあると思いますので、私なりにどの部分に入るものか考えた中で質問させていただきます。

まず、第 1 章第 4 条の権利の普及等についてですが、第 2 項に「子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努める」とあるので、これは「守り、守られる権利」の人権意識の普及啓発事業の中に入ると捉えてよろしいですか。

○事務局 施策によって「守り、守られる権利」に入るものや、「健やかに育つ権利」の第 5 号に当てはまるものもあると思いますので、事業の中身を見ながら振り分けていくということになるかと思います。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○B委員 これから作成していく上で、例えば人権擁護委員さんが持っているDVDのようなものを使ったり、大人・子どもそれぞれに対する講演会を開催したり、現在はパンフレットを配布しておりますが、さらに理解を深めるための資料を発行する等の大人に対する意識の啓発、そして11月の子どもの権利月間の事業もここに入ると思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局 11月の子どもの権利月間については、権利の促進と普及啓発という要素があるので、入るものと思われま。

また、後ほど紹介する予定でしたが、市内の小・中・高校に通う子どもを対象に子どもの権利相談カードを配布しております。さらには市内の各施設にも相談方法等について書かれているポスターを掲示しております。現在はこのように普及啓発しており、実際、メールによる相談も来ています。

○B委員 それでは、先ほどおっしゃった普及啓発活動について、組み込んでいただきたいと思ひます。

次に、「健やかに育つ権利」の不登校対策に入ると思ひのですが、みらい塾の冊子を送っていただきまして、このみらい塾に通う不登校児に対する対応というのは分かるのですが、例えば札幌市の私立高校を何カ月かで退学してしまった中卒の子どもや、ニートや引きこもりに対する支援というのは、どこに入るのでしょうか。

○事務局 事務局で考えているものとしては、居場所を確保するということになるかと思ひます。現在、引きこもり等の子どもがいる家庭に人を派遣し、遊び相手や話し相手になるということも行っています。

○B委員 それでは、健やかに育つ権利に入るといふことでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○B委員 それでは、「安心して生きられる権利」の施策の推進に移りたいと思ひます。資料の表では「施策の項目」、「事務事業名」、「取組み」とあり、その後に対象者への取組みといふことで、「児童」、「保護者・地域」とありますが、担当課が書かれていないので、担当課が分かると市民の方々も分かりやすいと思ひます。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- 事務局 次回以降に今回の資料に担当課を付け加えたものをお配りしたいと思
いますので、よろしくお願ひします。
- B委員 私の意見ですけれども、「自分の命がかけがえのないものとして守られ、
尊重されること」の中に病児緊急預かり事業が入っているのですが、これ
は「健康に配慮され、適切な医療が受けられること」には入らないのでし
ょうか。
- 事務局 これは医療としてではなく、例えば子どもが病気にかかって出席停止に
なってしまった場合などに、保護者が仕事等で面倒が見られないときのた
めの家庭への支援です。
- B委員 次に、全体を通して障がい児支援に関する施策が入っていないと思いま
す。日中の活動の場においても取り組みはあると思うのですが、何とか入
れてもらえないでしょうか。
- 事務局 後にあります「守り、守られる権利」において、例えば子ども発達支援・
デイサービス事業という部分でそういった内容が含まれてくるのではない
かと考えております。
- B委員 次に、「健やかに育つ権利」か「守り、守られる権利」か「安心して生き
られる権利」なのか分からないのですが、安心して生きるために子どもた
ちが自分自身で身を守るという項目があると思います。例えば、変質者情
報が学校から発信された場合には地域に連絡が渡ったり、集団下校をして
いると思うのですが、暴力防止プログラムのような活動があれば自分で守
ることはできます。また、学校の先生は子どもたちに気を付けて帰るよう
に伝えますが、子どもたちはどのように気を付ければいいのか分からない
と思います。そのためにこのような事業を組み込むと良いのではと考えて
います。
- 事務局 集団下校やスクールガード等については、「守り、守られる権利」に含ま
れるものと考えています。また、CAPプログラムは議会でも取り上げら
れているものですが、こちらでは検討していない状況です。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○B委員 もう一つ、資料には「安心して生きられる権利」の中に 5 項目が挙げられているのですが、権利条例が施行されてから新しく入った事業と、今まで継続で行ってきた事業はどれなのかを教えてくださいと思います。

○事務局 項目として増えているものは、子ども医療費助成事業の中で小学生の通院についても助成を拡大していくこと、それからデートDVについて若年層における暴力拡大の防止の 2 点です。

○B委員 11 月の広報紙に児童虐待について特集されており、困っている子どもへの対策を加えていただきたいと思います。昨今ではネグレクトが増加してきているようで、保護者への支援として考えていただければと思います。

○事務局 あくまでネグレクトの傾向として言わせてもらいますが、保護者に精神的もしくは知的な問題があるケースが多く見受けられます。ケースに対しては福祉関係部局と連携を取り、子どもだけではなく、保護者や周りの環境に対して必要に応じて様々なサービスを使いながらケアを図っています。

○会 長 ありがとうございます。B委員、以上でよろしいでしょうか。

○B委員 はい。

○会 長 それではE委員、ご意見等ありましたらお願いします。

○E委員 私は市内の小学校で人権教室を行っております。また、今後はデートDV等の啓発活動も考えています。

市との関連ですが、普段は市民課と連携を取って活動していますが、デートDVとなると行政推進課が担当となり、先ほどB委員もおっしゃっていたように、事業によって担当課が変わるのでこちらとしても少し動きづらいところがあります。

権利条例を作る準備委員会ではいろいろ議論されていたのではと思いますが、私としては一度勉強する機会があればいいと思いました。

○会 長 ありがとうございます。それではF委員、お願いします。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○F 委員 私は子どもの電話相談のことが盛り込まれていないのではと思いましたが、先ほどB委員が質問してくださったので理解しました。

 また、子どもの居場所についてですが、親から暴力を受け、早急に救済が必要な子どもに対してどこに居場所を作るのかということが入っているのでしょうか。

○会 長 事務局からお願いします。

○事務局 そちらについては、条例の施行規則にもうたっていますが、児童福祉法に基づいて迅速に対応できるよう枠組みができていますので、法に基づいて一時保護をするということになっています。直接的な窓口は児童相談所となりますが、一義的には児童家庭課で対応することになります。

○F 委員 ありがとうございます。

 あと、前回、それぞれの施策が子どもに対するものなのか、それとも大人に対するものなのかが分からなかったのですが、今回の資料についてご説明いただき、とても分かりやすかったです。

 最後に、先ほど意見として挙がりましたが、担当課が書いてあると分かりやすいと思います。以上です。

○会 長 ありがとうございます。それではD委員、お願いします。

○D 委員 まず、先ほどの質問にもありましたが、児童虐待については児童相談所を介して児童養護施設に入ってくるということが主な流れですが、市としても児童虐待に対してサポートをしていくということで、どのような形で連携を取って、サポートするのかを考えながら質問を聞かせていただきました。

 あと、資料についてですが、自分たちの人権が守られているという感覚を子どもたちに持たせてあげることが、根幹としてとても大事な部分だと感じました。それに関する啓発活動としてパンフレットの作成、メール相談のQRコードを掲載するといったような、携帯電話が普及する現在に対応する相談カードの作成といったことがありましたが、私では具体的なアイデアは浮かばなかったのですが、更に子どもたちに子どもの権利の存在や権利によって守られていると実感できることを広めていける方法があればと考えていました。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○D 委員 また、子どもからのフィードバックが必要になるのではないかと思います。方法としてはアンケートしか思い浮かばなかったのですが、子どもにどれだけ周知されているのか、また子どもがどれだけ守られている感覚を持っているかを数値化することで、一つの成果になるのではないかと感じました。以上です。

○会 長 ありがとうございます。それでは A 委員、お願いします。

○A 委員 私から 2 点申し上げます。
一つ目に、私は学校生活の中で子どものアレルギーについて、食に関することやその他諸々について脳裏から離れることはありません。従って、子どものアレルギーについて、施策を加えていただきたいと思います。
もう一つは児童虐待についてですが、児童虐待に対する対策が万全であるということ自慢するのではなく、児童虐待のない子育てができるまち、またそのようにしなければならないと思う大人が子どもを育てる雰囲気や環境の中で施策を推進していただくために、そういった考えを計画の基盤の一つとしていただきたいと思います。以上です。

○会 長 ありがとうございます。他に皆さんからありませんでしょうか。

（意見なし）

○会 長 事務局に確認ですが、A 委員のご意見にありました子どものアレルギーに関する項目は、どこかに入るように考えていただくということよろしいでしょうか。

○事務局 関係課と協議をして進めていきたいと考えています。

○会 長 他にはありませんか。

（意見なし）

○会 長 平成 24 年度の予防接種推進事業で子宮頸がんのワクチンについて記載されていますが、今年度は北広島市ではどれほどの接種率になっているのでしょうか。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○会 長 もう一つ、保育園の一時預かり事業について、保護者の就労形態が多様化していることが記載されていますが、これは国の保育対策推進事業の一環ですか。

○事務局 一時保育となると現在在籍している子どもしか入れられませんが、当市では一時預かり事業の拡大ということで、休日保育も行っているところですか。

○会 長 その休日保育をすみれ保育園で実施しているということですが、実績が分かれば教えていただけますか。

○事務局 申し訳ありません。ただ今、データを持ち合わせていないので、後日回答させていただいてもよろしいでしょうか。

○会 長 分かりました、ありがとうございます。
 もう一つ質問よろしいでしょうか。子どもの権利相談カードについてのお話がありましたが、市内の小・中学校、高校にはいつ配布するのでしょうか。

○事務局 先週の段階で各学校に依頼してしまして、先週末には各学校から配布されていると聞いています。遅くても今週中には全て配布されているものと思います。

○会 長 ありがとうございます。
 それでは、事務局から「安心して生きられる権利」について具体的な施策の推進の内容等を出してもらいましたが、それぞれの事業の担当課が分かるようにすることや、委員の皆さんからいただいたご意見等については今後検討していただくとのことご回答がありました。他に皆さんから何かありませんか。

○事務局 事務局からお知らせです。
 先ほどご案内しましたが、11 月の子どもの権利月間に合わせまして、市内の各学校に子どもの権利相談カードの配布依頼をしています。また、市内の施設等にはポスターを掲示しています。相談カードについては後ほど委員の皆様にお配りします。

平成 25 年度
第 3 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- 会 長 他にはありませんか。C委員お願いします。
- C委員 事務局にお願いなのですが、委員会の開催案内が開催日の 3 日前に届きました。それだとあまりにも急なので、できればもう少し前に、せめて 10 日前あたりには届くようにしていただければ助かります。よろしくお願いします。
- 会 長 事務局からどうぞ。
- 事務局 申し訳ありませんでした。次回から気を付けます。
- C委員 よろしくお願いします。
 もう一つよろしいでしょうか。今回、資料で「安心して生きられる権利」についてのみ郵送されてきたので、可能であれば他の権利についても資料をいただき、事前にじっくり検討させていただきたいと思います。以上です。
- 会 長 事務局お願いします。
- 事務局 なるべく早く提示できるよう努めます。
- 会 長 よろしいでしょうか。それでは、次回の開催予定について決まっていることがあれば、教えてください。
- 事務局 1 月下旬から 2 月上旬での開催を考えています。詳しくは後日お知らせします。
- 会 長 ありがとうございます。それでは、第 3 回北広島市子どもの権利推進委員会を閉会します。お疲れ様でした。